

第1章 理念・目的

点検・評価項目 ◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	現状の説明		評価		発展計画		根拠資料  Alt+Enterで箇条書きに	
	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画		
						(当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<b>(1) ●●研究科の理念・目的は適切に設定されているか</b>								
a ◎学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ◎高等教育機関として大学が追及すべき目的を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。  【約500字】	本法科大学院の理念・目的は、「明治大学法科大学院学則（以下「学則」という）」第2条において、「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を養成することを目的とする。」と明確に規定されている。 以上のように、本法科大学院の教育の理念・目的及び教育目標は、明確に設定されており、法科大学院制度の目的に十分適合するものである。						1-1 法科大学院学則 1-2 「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」4頁、42頁 1-3 「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4 「2013年度法科大学院シラバス（授業計画）」巻頭 1-5 「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」 1-6 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html</a> 1-7 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html</a> 1-8 明治大学法科大学院ホームページ	
b ●当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。  【約100字】	法科大学院の将来的な方向性については、目指すべき人材像において、「国家的使命の一翼を担うとともに、本学の建学の精神である「権利自由」「独立自治」という教育理念を現代的に受け止め、「『個』を大切に法曹」「人権を尊重する法曹」を養成することを目的とします。」と定めており、目指すべき方向性を明確にしている。						1-1 【再掲】 法科大学院学則 1-2 【再掲】 「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」4頁、42頁 1-3 【再掲】 「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4 【再掲】 「2013年度法科大学院シラバス（授業計画）」巻頭 1-5 【再掲】 「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」 1-6 【再掲】 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html</a> 1-7 【再掲】 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html</a>	
<b>(2) ●●研究科の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか</b>								
a ◎公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること  【約150字】	本法科大学院の理念・目的及び教育目標は、『要項』に記載しているだけでなく、『法科大学院シラバス』にも掲載しており、学内行事における挨拶やガイダンス等においても説明を行うことにより、学生への周知を図るとともに、専任教員はもとより兼任講師も含めて参加するFD研修会における議論などにも反映させることにより、教職員に周知を図っている。 また、本法科大学院の理念・目的及び教育目標は、本法科大学院のガイドブック及びホームページにおいても、「入学の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」とともに掲載されており、受験生をはじめとする社会一般に対しても公開している（評価の視点1-4）。 2014（平成26）年度は、当法科大学院にとって設立から満10年を経て、11年目に入る。そこで2014（平成26）年度には、創立10周年記念事業として、法曹養成システムや弁護士業務をめぐる諸問題について、国内外の研究者や法曹によるシンポジウムや講演会を予定している。この事業を通じて、本法科大学院の理念・目的の学内外への周知を図る。		本法科大学院においては、理念・目的及び教育目標が明確に定められており、FD研修会における検討等により、教員間で共有するようになっている（評価の視点1-1）。 複数教員が同一科目を担当する場合には、「チームによる教育」の手法を採用し、FD研修会における専攻別分科会における検討や担当者による会議を頻繁に開催することにより、理念・目的及び教育目標の達成に向けた「チームによる教育」の一層の充実を図っている。	本法科大学院においては、理念・目的及び教育目標の学生への浸透行っているにもかかわらず、目先の課題に追われ勉学の目標が明確に定まっていなかった学生も存在している（評価の視点1-3）。	本法科大学院の開設後に着任した教員も多くなってきていることから、FD研修会以外の場も活用し、理念・目的及び教育目標の一層の浸透を図るべく、不断の努力を続けていく。	理念・目的及び教育目標の一層の実現のためにも、併設法律事務所での役割が重要であるとの認識のもと、併設法律事務所の設立に向けた検討を行い、2014（平成26）年度に設立されることとなった。このため、併設法律事務所におけるリーガル・クリニック科目等を活用することにより、理念・目的及び教育目標を学生に一層浸透させていく（評価の視点1-3）。 2014（平成26）年度には、創立10周年記念事業として、法曹養成システムや弁護士業務をめぐる諸問題について、国内外の研究者や法曹によるシンポジウムや講演会を予定している。この事業を通じて、本法科大学院の理念・目的の学内外への周知を図る（評価の視点1-3）（評価の視点1-4）。	1-1 【再掲】 法科大学院学則 1-2 【再掲】 「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」4頁、42頁 1-3 【再掲】 「2013年度法科大学院要項」1頁 1-4 【再掲】 「2013年度法科大学院シラバス（授業計画）」巻頭 1-5 【再掲】 「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」 1-6 【再掲】 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/copy_of_law_cp.html</a> 1-7 【再掲】 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/policy/law_dp.html</a> 1-8 【再掲】 明治大学法科大学院ホームページ「法科大学院入学の受入方針（アドミッション・ポリシー）」 <a href="http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/admission.html">http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/admission.html</a>	

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	改善を要する点に対する発展計画		
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述	
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。	C列の点検・評価項目について、必ず記述してください					Alt+Enterで箇条書きに
(3) ●●研究科の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか						
a ●理念・目的の適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。 【約300字】	理念・目的・教育目標の検証については、本法科大学院においては、毎年9月及び3月に開催されるFD研修会における専攻別分科会及び授業担当者間の検討会を通じ、不断の検証を行っている。 また、教育等関係常置委員会及び教授会においても、FD研修会などで検討した教育目標の達成状況等を踏まえ、カリキュラムの改訂、教育方法の改善などについての不断の検証を行っている。 さらに、年に2回開催されている『学生の意見を聞く会』などで学生から提起された問題についても、教育等関係常置委員会や執行委員会で検討し、改正すべき問題について教授会に諮っている。		教育目標の検証については、本法科大学院の教育目標が学生に浸透しているか否かの検証が十分になされているとは言えない状況である。このため、学生は、実定法科目中心の履修計画を立て、実務基礎科目群や基礎法学・隣接科目群の履修率が低いという傾向があり、優秀な学生が存在する反面、教員の熱意や授業の内容に対応できない学生も存在しており、同一クラス内の学生の学力・熱意のバラツキが顕在化している。 (評価の視点1ー5)			FD研修会や教育関係等常置委員会の活動等を通じた組織的な取組みをより活性化することにより、不断の検証を継続するとともに、検証の結果に基づく授業の改善なども積極的に継続していく。 また、授業をはじめとする種々の場を通じて、学生へ教育目標を浸透させる努力を行うことに加えて、個別的な対応も必要に応じて行うことにより、学習態度や履修状況の改善等に繋げていく(評価の視点1ー5)。

第3章 教員・教員組織

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料		
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	改善を要する点に対する発展計画				
				(当年度・次年度対応) H列にあれば記述	(中長期的対応) H列にあれば記述			
◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。						Alt+Enterで箇条書きに		
<b>(1) ●●研究科として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか</b>								
a	<p>●&lt;教員像と教員組織の編制方針&gt; 専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求められる教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>【約400字】</p>	<p>法科大学院では、法理論と法実務の架橋教育を通じて高度職業人としての法曹養成教育を行い、かつ修了者には法務博士の学位を授与するに値する高度な教育を実施している。</p> <p>このため、教員組織の編成にあたっては「専門職大学院設置基準」等の関連法令及び「明治大学教員任用規程」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」等の学内諸規程を踏まえて、次の事項に留意することを教員組織の編制方針としている。</p> <p>①専任教員としての能力については、担当する専攻分野に関する高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者であることを求めている。</p> <p>②実務家教員については、必要専任教員数のおおむね2割以上は法曹を中心とした、おおむね5年以上の実務経験と高度の実務能力を有する者であることが要求されている。</p> <p>③専任教員任用にあたっては、研究・教育ともに優れた者を選任することが必要であり、原則としては教授資格を有する者であることが求められる。他方、法科大学院専任教員の年齢構成に配慮すると、一定の業績を有する将来有望な若手教員を専任准教授として任用することも視野に入れる必要がある。</p> <p>これらの教員組織の編成方針を前提として、人事関係常置委員会において、大学が毎年度定める「学長方針」や「教員任用の基本計画」に基づき、任用計画を策定し、教授会審議の後、大学に任用計画書を提出している。</p>	<p>専任教員としての能力については、本法科大学院においては、教員の任用時及び昇格時に、適正な手続が遵守されており、高度の教育上の指導能力、教育上・研究上の業績等の維持、向上のための研鑽を継続する（評価の視点3-4）。</p> <p>実務家教員については、本法科大学院における実務家教員数は、法令上の基準を満たしており、充実した実務科目の教育を行ううえで、適切な教員組織が実現されている（評価の視点3-5）。</p>		<p>専任教員としての能力については、教育上の指導能力、教育上・研究上の業績等の維持、向上のための研鑽を継続する（評価の視点3-4）。</p> <p>実務家教員については、高度の実務能力を有する実務家教員数を確保するために、中長期的な任用計画を策定する（評価の視点3-5）。</p>		<p>3-1「明治大学教員任用規程」 3-2「明治大学特任教員任用基準」 3-3「明治大学客員教員任用基準」 3-4「明治大学兼任講師任用基準」 3-5「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」 3-6「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」 3-7「明治大学法科大学院教授会規程」</p>	
b	<p>◎&lt;基準の明文化、教員に求める能力や資質の明示&gt; 採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。</p> <p>【約150字】</p>	<p>法科大学院では、「専門職大学院設置基準」等の関連法令及び「明治大学教員任用規程」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」等の学内諸規程を踏まえて、「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」において、教員の任免について定めている。</p> <p>任用のためには、「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績（研究者教員）または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者（実務家教員）」であることが求められている。任用時に求める具体的な基準は、研究者と実務家それぞれに職格ごとに定めている（「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」第9条～12条）。</p> <p>教員の昇格についても、任用に基準を内規に定めている（「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」第14条～16条）。</p>	<p>教員の募集・任免・昇格については、本法科大学院においては、すべての教員の任用及び昇格が法令に準拠した学内の統一規則である任用基準により行われており、適正な手続で行われている（評価の視点3-12）（評価の視点3-13）。</p>				<p>3-1【再掲】「明治大学教員任用規程」 3-2【再掲】「明治大学特任教員任用基準」 3-3【再掲】「明治大学客員教員任用基準」 3-4【再掲】「明治大学兼任講師任用基準」 3-5【再掲】「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」 3-6【再掲】「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」 3-7【再掲】「明治大学法科大学院教授会規程」</p>	
c	<p>◎&lt;組織的な連携体制と責任の所在&gt; 組織的な教育を実施する上で必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。</p> <p>【約300字】</p>	<p>法科大学院においては、最高意思決定機関として教授会が設置され（学則第10条第1項）、重要事項を決定している。本法科大学院の科目担当教員（実務家でない特任教員、客員教授、兼任教員・兼任教員）も、カリキュラム編成、学生の身分及び試験に関する事項については、教授会の議決に加わることができることとされている（学則第10条第6項。この場合の教授会を「拡大教授会」という）。</p> <p>法科大学院には、運営の円滑化を図るため、法科大学院長の下に、6つの常置委員会が設置され、教授会から委託された教授会の決議事項を先議し、教授会に報告し、その承認を得ることを任務としている（教授会規程第12条）。また、法科大学院長及び各常置委員会委員長を執行委員とし、教授会に先立って執行委員会を開催し、各常置委員会から報告された事項を整理し、教授会への上程を決定している。</p> <p>法科大学院では、2014（平成26）年度には、併設法律事務所（ローファーム）を開設し、同年後期には新たな実務基礎科目として「リーガル・クリニック」の開講を予定しており、これに合わせて実務教育の運営について所管する「実務教育委員会」を2013（平成25）年度中に設置することとした。「実務教育委員会」では、併設法律事務所との連携・協力に関するだけでなく、従来、エクスターンシップ運営委員会で扱ってきた「法曹実務演習1」の受講生の受入先確保の問題なども含めて、実務教育全般に関わる課題を取り扱い、理論と実務の架橋を組織的に行う体制を強化することとしている。</p>			<p>法科大学院の管理・運営に関する規程は整備されており、諸規程に基づいた管理運営が行われている（評価の視点8-1）。法科大学院の教授会自治が遵守されている。法科大学院の設置を短期間に進めるため、全学的な制度・組織に対して距離を置き、独自のルールに従った運営を行ってきたきらいがあるが、近年は全学的な制度・組織との協調をはかっている（評価の視点8-2）。</p>	<p>2013（平成25）年度中に「実務教育委員会」設置し、実務教育全般に関わる課題を一元的に取り扱い、理論と実務の架橋を組織的に行う体制を強化する（評価の視点2-9）。</p>		<p>3-7【再掲】「明治大学法科大学院教授会規程」 3-8「明治大学法科大学院学則」 3-9「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」 3-10「2013年度法科大学院運営組織」</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<p>◎…法令等の充足を評価する項目です。 ●…学部等が掲げる方針や目標の達成状況を評価する項目です。</p> <p><b>(2) ●●研究科の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか</b></p>							
<b>教員の編成方針に沿った教員組織の整備</b>							
a	<p>◎当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること。特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること(設置基準第7条第3項)</p> <p>【約400字】</p>	<p>本法科大学院に必要な専任教員数は34名であるが、2013(平成25)年5月1日現在、39名の固有の専任教員と12名の特任教員(有期専任教員3名、みなし専任教員9名)の合計51名の教員が在籍しており、専任教員数に関する法令上の基準を遵守している(評価の視点3-1)。また、専任教員のうち、半数以上は原則として教授であることが法令上必要とされるが、本法科大学院では、51名の専任教員(みなし専任教員を含む)の全員が教授であるので、専任教員数における教授数に関する法令上の基準を遵守している(評価の視点3-3)。法科大学院においては、実務家教員として、2013(平成25)年度には9名の専任教員及び9名のみなし専任教員が在籍しており、法令上必要とされる基準を遵守している(評価の視点3-5)。本法科大学院においては、法律基本科目の各科目への専任教員の配置について、以下の表のとおり、公法系が憲法4名、行政法3名、民事法系が民法8名、商法4名、民事訴訟法10名(内特任5名)、刑事法系が刑法4名、刑事訴訟法7名(内特任2名)であり、各科目とも適切な配置がなされている(評価の視点3-6)。</p> <p>専任及び特任教員51名の年齢構成は、2013(平成25)年5月1日現在、61歳～70歳が27名(52.9%)を占め、51歳～60歳が17名(33.3%)、41歳～50歳が6名(11.8%)、30歳代は0名(0%)、71歳以上は1名(2.0%)である。法科大学院では経験豊かな教員スタッフが求められることから、この年齢構成が一概に不相当とはいえない。しかしながら、法科大学院の将来の教育を適切に行うためには、計画的に任用人事を行い、教員の若返りを積極的に図っていく必要がある(評価の視点3-9)。</p> <p>また、本法科大学院の教員の男女比は、2013平成25)年5月1日現在、専任及び特任教員合計51名において、男性:女性=41:10で、女性の占める割合は19.6%である。男女共同参画社会の形成に貢献する法曹の養成を標榜している本法科大学院としては、女性教員の比重が低いことは認めざるを得ない(評価の視点3-10)。</p>	<p>専任教員数については、本法科大学院においては、法令上の基準を満たしており、専任教員の配置や専任教員に占める教授の割合も、法令上の基準を上回っていることから、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するうえで、適切な教員組織が実現されている(評価の視点3-1)(評価の視点3-2)(評価の視点3-3)。</p>	<p>専任教員の構成については、本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成は、60歳代が半数以上を占めており、年代別の在籍率に大きな偏りが存在する(評価の視点3-9)。また、女性教員の占める割合が低い(評価の視点3-10)。</p>	<p>専任教員数については、今後も本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成する観点から、適切な教員組織を実現するために将来を見据えた任用計画を策定する(評価の視点3-1)(評価の視点3-2)(評価の視点3-3)。</p>	<p>教員の構成については、本法科大学院の将来の教育に支障が生じないようにするため、本法科大学院の専任及び特任教員の年齢構成の偏りを是正することを念頭に置いた教員の任用を積極的に行う(評価の視点3-9)。教員の男女比についても、各科目における女性教員の採用を積極的に行う(評価の視点3-10)。</p>	<p>3-11 「法科大学院基礎データ」(表2) 3-12 「法科大学院基礎データ」(表5) 3-13 「法科大学院基礎データ」(表6) 3-14 「法科大学院基礎データ」(表7) 3-15 「法科大学院基礎データ」(表8)</p>
b	<p>◎方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。</p> <p>【600～800字】</p>	<p>専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、法律基本科目の各科目への専任教員の配置について、以下の表のとおり、公法系が憲法4名、行政法3名、民事法系が民法7名、商法5名(内特任1名)、民事訴訟法12名(内特任8名)、刑事法系が刑法6名(内特任1名)、刑事訴訟法7名(内特任4名)であり、各科目とも適切な配置がなされている(評価の視点3-6)。</p> <p>本法科大学院においては、法律基本科目以外の基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員配置について、基礎法学・隣接科目を担当する専任教員3名(内特任1名。ただし主要科目は別の系)、展開・先端科目を担当する専任教員9名であり、いずれも適切な配置がなされている。各科目における専任教員担当比率は、法律基本科目92.2%、基礎法学・隣接科目23.1%、展開・先端科目74.7%であり、各科目とも専任教員が中心となって担当している(評価の視点3-7)。</p> <p>さらに、本法科大学院においては、主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置についても、専任教員17名(内特任10名)が担当しており、適切な配置がなされている(評価の視点3-8)。</p>	<p>専任教員数については、本法科大学院においては、法令上の基準を満たしており、専任教員の配置や専任教員に占める教授の割合も、法令上の基準を上回っていることから、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を達成するうえで、適切な教員組織が実現されている(評価の視点3-1)(評価の視点3-2)(評価の視点3-3)。</p> <p>専任教員の分野構成、科目配置については、本法科大学院においては、法律基本科目すべてに複数の専任教員を配置し、法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目についても専任教員を配置し、主要な法律実務基礎科目についても実務家教員を配置しており、適切な教員組織が実現されている(評価の視点3-6)(評価の視点3-7)。</p>	<p>専任教員の分野構成、科目配置については、法律基本科目を中心とした適切な配置の維持が重要であるため、適切な配置のための教員の任用を着実にを行う(評価の視点3-6)。</p>	<p>専任教員の分野構成、科目配置については、法律基本科目を中心とした適切な配置の維持が重要であるため、適切な配置のための教員の任用を着実にを行う(評価の視点3-6)。</p>	<p>3-11【再掲】「法科大学院基礎データ」(表2) 3-12【再掲】「法科大学院基礎データ」(表5) 3-13【再掲】「法科大学院基礎データ」(表6) 3-14【再掲】「法科大学院基礎データ」(表7)</p>	
<b>教員組織を検証する仕組みの整備</b>							
c	<p>●教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p> <p>【600～800字】</p>	<p>法科大学院では、法科大学院長を委員長とする人事関係常置委員会を置き、カリキュラム編成と教員の構成との関係を注視しながら、大学が毎年度定める「学長方針」や「教員任用の基本計画」に基づき、任用計画を策定している。</p> <p>2012(平成24)年度は、定年退職する専任教員の補充及び任期満了による特任教員の退任に伴う新たな特任教員の任用を行い、開講科目の維持と充実を図った。</p>					<p>3-16「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述		
<b>(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか</b>							
a	<p>●&lt;規定に沿った教員人事の実施&gt; 教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 【400字】</p>	<p>教員の募集・任免・昇格については、「明治大学教員任用規程」「明治大学特任教員任用基準」「明治大学客員教員任用基準」「明治大学兼任講師任用基準」「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」などの法令に準拠した学内諸規程及び「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」に従って手続を行っている（評価の基準3-12）。 具体的には、教授会において、主査1名及び副査2名からなる審査委員会を設け、審査を行なったうえで、学部長会及び理事会の議を経て承認されることとされている。 本法科大学院においては、専任教授、専任准教授及び専任講師の推薦及び進退に関する事項を審議する場合は、人事関係常置委員会における審査を経たうえで、「明治大学法科大学院教授会規程」に従い、議決権を有する教授会員の3分の2以上の定足数を満たした教授会で、同じく議決権を有する教授会員の3分の2以上の賛成を要する人事案件として扱われており、任用のためには、「その担当する専攻分野に関し高度の教育上の指導能力があり、かつ、その専攻分野における教育上・研究上の業績（研究者教員）または実務上の経験及び高度の実務能力を有する者（実務家教員）」であることが求められている。 教員の昇格についても、任用と同様に、学内諸規程及び手続が定められており、本法科大学院においても学内諸規程を遵守した適切な運用が行われている（評価の基準3-13）。 科目適合性についても、内規に任用手続を準用する定めを設け、審査を行っている。</p>				<p>3-1【再掲】「明治大学教員任用規程」 3-2【再掲】「明治大学特任教員任用基準」 3-3【再掲】「明治大学客員教員任用基準」 3-4【再掲】「明治大学兼任講師任用基準」 3-5【再掲】「学部長会における教員の任用及び昇格審査基準」 3-6【再掲】「法科大学院教員の任用、昇格及び任用の更新に関する内規」 3-7【再掲】「明治大学法科大学院教授会規程」</p>	
<b>(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか</b>							
<b>教員の教育研究活動等の評価の実施</b>							
a	<p>●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 【400字】</p>	<p>教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、各教員が積極的に教育研究を行っており、その成果は、法科大学院論集などで公表されている。法科大学院論集においては、授業改善のための論考も掲載されており、教員の教育改善に役立っている（評価の視点3-18）。 教員の教育研究条件については、法科大学院の授業負担が過大であり、授業を行いながら、十分な研究を行う時間を確保することが困難であることから、教員の研究活動の一層の活性化のためにも法科大学院への在在研究制度及び特別研究者制度の利用枠を増加させる働きかけを積極的に行っていく（評価の視点3-14）（評価の視点3-15）。</p>		<p>教育研究の評価と教育方法の改善については、本法科大学院においては、教員の教育活動の評価を組織的に行う体制は整備されておらず、すべての教員が法科大学院論集への投稿を行っているわけではない（評価の視点3-18）。 教員の教育研究条件については、法科大学院の授業負担が過大であり、授業を行いながら、十分な研究を行う時間を確保することが困難であることから、教員の研究活動の一層の活性化のためにも法科大学院への在在研究制度及び特別研究者制度の利用枠を増加させる働きかけを積極的に行っていく（評価の視点3-14）（評価の視点3-15）。</p>		<p>教員の教育研究条件については、法科大学院の授業負担が過大であり、授業を行いながら、十分な研究を行う時間を確保することが困難であることから、教員の研究活動の一層の活性化のためにも法科大学院への在在研究制度及び特別研究者制度の利用枠を増加させる働きかけを積極的に行っていく（評価の視点3-14）（評価の視点3-15）。</p>	<p>3-17「明治大学法科大学院論集」第1号～第12号（目次）</p>
<b>教員の資質向上のための研修・諸活動（FD）の実施状況とその有効性</b>							
b	<p>●教育研究、その他の諸活動（※）に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。  （※）社会貢献、管理業務などを含む『教員』の資質向上のための活動。『授業』の改善を意図した取組みについては、「基準4」(3)教育方法で評価します。 【600～800字】</p>	<p>本法科大学院においては、FD活動に力を注いでおり、FD研修会には、専任教員、特任教員だけでなく、兼任教員、兼任教員も参加している。これにより、理念・目的及び教育目標の共有を徹底できるだけでなく、各専攻における授業の評価、改善についての議論が活発になされており、出された意見は、教育等関係常置委員会や教務等関係常置委員会における検討を経て、本法科大学院全体の教育方法の改善につながっている（評価の視点3-19）。FD研修会は、「明治大学法科大学院FD研修に関する申合せ」に基づき実施し、前期は平日に半日、後期は休日を丸1日費やしている（評価の視点2-39）。 2012（平成24）年度は、前期の9月11日（火曜日）に開催されたFD研修会では、司法試験の結果を踏まえ、専攻分野毎の前期の総括を行い、効率的な授業のあり方等についての議論を行った。後期の3月2日（土曜日）に開催されたFD研修会では、例年通り、午前中に、専攻毎に1年間の総括、入試のあり方や既修者教育のあり方等について議論を行い、午後、司法試験の結果データを参照しながら法科大学院教育のあり方について当法科大学院の専任教授2名の報告を受け、意見交換を行うとともに、退職する教員から授業への取り組み等の報告があった（評価の視点2-40）。 なお、教授会終了後にランチョン・ミーティングの形で、種々のテーマでFD研修が行われており、2012（平成24）年度は、角田由紀子専任教授を講師に、「キャンパス・ハラスメントの防止について」をテーマに研修会を開催した。 また、FD活動の一環として、①教員の授業相互見学、②同一科目複数担当教員間の打合せ、③実務家教員による意見交換及びカリキュラム改訂への対応のための検討会、④学生による授業評価アンケートなどが行われている。</p>		<p>FD研修会には、専任教員のみならず、兼任教員も含めた多くの教員が参加し、活発な議論が行われており、教員の意思疎通を一層高めるとともに、教員間の問題意識の共有に役立っている（評価の視点2-39）（評価の視点2-40）。</p>			<p>3-18「法科大学院FD研修に関する申合せ」 3-19「2012年度明治大学法科大学院FD研修会（第1回）次第」 3-20「2012年度明治大学法科大学院FD研修会（第2回）次第」</p>

## 第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料	
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述		(中長期的対応) H列にあれば記述
<b>(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか(「AP」の全文記述は不要です)</b>							
<b>求める学生像の明示及び当該課程に入学するに当たり修得しておくべき知識等の内容・水準の明示及び社会への公表</b>							
a	<p>◎理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。</p> <p>◎公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。【約400字】</p>	<p>本法科大学院の「入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)」として、建学の精神である「権利自由」「独立自治」の理念の下、人権を尊重し「個」を大切にす法曹の養成を目標とし、とくに「知的財産」「医事生命倫理」「環境」「ジェンダー」「企業法務」の5分野に力を入れ、その教育目標を「法曹としてふさわしい豊かな人間性と高い倫理観及び創造的な思考力を涵養するとともに、幅広い教養と専門的な法知識を教授し、並びに法的諸問題を解決するための能力向上に必要な実践的教育を施すことにより、社会的、国際的に活躍し得る優れた資質と能力を有する法曹を育成することを目的とする」(学則第2条)としている(「1. 理念・目的及び教育目標」を参照)(評価の視点4-1)。</p> <p>このような学生の受け入れ方針は、本法科大学院のホームページにおいても「入学者選抜においては、正義感にあふれ、批判的精神をもって社会および法と格闘する人材を求めています」と示され、具体的な選抜方法とその手続は、法科大学院ガイドブックおよび入試要項において公表されている。</p>					<p>5-1 「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」</p> <p>5-2 「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」</p> <p>5-3 明治大学法科大学院ホームページ『入学者受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)』 http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/admission.html</p>
<b>障がいのある学生の受け入れ方針と対応</b>							
b	<p>●該当する事項があれば説明する【約200字】</p>	<p>入学試験における身体障がい者等への配慮については、事前に身体障がい者等にどのような対応が可能か検討し、準備した上で臨んでいる。たとえば、車いす受験の場合は、可動式の机を出入りがしやすい入り口付近に配置し、影響の少ないように配慮し、あるいはパソコン入力が必要な場合には、別室を用意するなど入試当日の受験体制に万全を期している。なお、車いす受験は、2010(平成22)年度入試で1名、2013(平成25)年度入試で1名の実績がある(評価の視点4-13)。</p>					<p>5-2 【再掲】「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」巻頭</p>
<b>(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか</b>							
a	<p>●学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性が取れているか。(公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか、必要な規定、組織、責任体制等の整備しているか)</p> <p>【約600字】</p>	<p>本法科大学院の入学者選抜においては、なるべく多角的な視点から多様な資質を評価するために、筆記試験のほか、書類選考を行うとともに、法学未修者選抜においては面接も実施し(2014(平成26)年度入試より廃止)、これらの選抜を通じて、社会の不正義に対する客観的な認識・分析とこれを正そうとする熱意と意欲を備えた人材評価に努めている。</p> <p>具体的な選抜方法は、未修者コース選抜(法科大学院を3年間で修了するコース)と既修者コース選抜(法科大学院を2年間で修了するコース)の二つの柱からなる。</p> <p>① 未修者コース選抜 第一次選考の書類選考と筆記試験、および第二次選考の面接を実施し、最終的な合否判定は、第二次選考(面接)での評価を第一次選考の結果と合わせて総合的に行っている。なお、2014(平成26)年度入試(2013(平成25)年9月実施)より、第二次選考(面接)を廃止することとした。先行して2011(平成23)年度入試から面接を廃止した既修者コースにおいて、面接を実施しなくても十分に資質の判定が可能であることが判明しており、未修者コースにおいても、面接試験の代替として書類選考を重視することにより対応し、受験生の負担を軽減することとした。これに合わせて書類選考において、法曹としての資質審査を加えることとし、志願者調査の記述量を従来より増やすこととした。</p> <p>② 既修者コース選抜 書類選考と筆記試験を実施している。 なお、2010(平成22)年度入試までは、法学未修者選抜と同様に、法学既修者選抜においても面接を課し、基本的な資質を問うとともに、上記4科目を中心に口頭試問を行ってきたが、2011(平成23)年度入試(2010(平成22)年9月実施)よりこれを廃止した。その理由は、本学の既修者コース選抜においては、適性試験、法科大学院既修者試験、4科目の論文試験などの多方面からの要素で合否の判定を行うことが可能であり、面接を実施しなくても十分に資質の判定が可能であると判断したからである。</p> <p>※両コース共通事項(最低基準点制度など) 法科大学院受験者数の大幅減少を踏まえ、一定の質の確保を社会的に求められるようになったことに対応し、2011(平成23)年度入試(2010(平成22)年9月実施)から適性試験と筆記試験について最低基準点制度を導入した(法学既修者試験には導入していない)。適性試験においては、法学未修者選抜・法学既修者選抜を問わず、総受験者の下位から概ね15%を目安として最低基準点を決定し、出願を認めないこととした。筆記試験の各科目においても、総受験者の下位から概ね15%を目安として最低基準点を決定することとした。このため、一部の科目において極端に成績が低い受験生の入学がなくなったため、入学者の質は一定程度担保されることとなった(評価の視点4-2)。</p>	<p>選抜方法及び選抜手続の設定並びに客観的かつ公正な選抜の実施については、公平性、開放性、多様性を主眼とし、多方面から判定するようにしている。特に、書類選考においては、法務研究財団の適性試験、既修者には法務研究財団既修者試験を活用して客観的な基準を用いるとともに、志願理由や経歴、社会的活動、面接(2011(平成23)年度入試から未修者コースのみ)における応答能力なども含めて、総合的に、かつ丁寧に入試を行っているとして評価できる。なお、未修者コースの面接は2014(平成24)年度入試から廃止することになった。それに応じて書類選考に法曹としての資質審査を加え、志願者調査の記述量を増やすことに対応することとした。</p> <p>また、最低基準点制度を導入することにより、各科目の一定水準以下の受験生を入学させないこととした(評価の視点4-1)。</p> <p>公平な入学者選抜については、本法科大学院では、公平性及び開放性という視点から、特に自校出身者を優遇することなく、志願者を公平に扱っている。2013(平成25)年度入試においても明治出身者は26.28%であり、その他の出身大学も極めて多様な構成となっており、基本的な傾向は変わっていない(評価の視点4-7)。</p>			<p>公平性、開放性、多様性を主眼とし、多方面から判定する現在の堅持しつつ、勉学意欲の高い学生の入学者を増やすための方策についても検討を行う。 入学試験において導入された最低基準点制度については、入学後の成績状況なども検証しつつ、下位15%程度が適切か否かの検討を行う。特に、既修者コース筆記試験においては、各科目の出題内容・レベルに応じて差異があるため、十分な検討を行う(評価の視点4-1)。</p> <p>公平な入学者選抜については、本法科大学院では、公平性及び開放性という視点から、特に自校出身者を優遇することなく、志願者を公平に扱っており、その方針を堅持しつつ、勉学意欲の高い学生の入学者を増やすための方策についても検討を行う(評価の視点4-7)。</p> <p>入学者の多様性については、本法科大学院の「企業法務」「知的財産」「ジェンダー」「環境」及び「医事生命倫理」の5分野の専門法曹養成を積極的に広報し、勉学意欲にあふれ、多様なバックグラウンドを有する志願者を確保する(評価の視点4-11)。</p>	<p>5-1 【再掲】「明治大学法科大学院ガイドブック2014年度版」</p> <p>5-2 【再掲】「2014年度明治大学法科大学院入学試験要項」</p> <p>5-4 明治大学法科大学院ホームページ『出願条件』 http://www.meiji.ac.jp/laws/entrance/syutuganshika.html</p>

点検・評価項目	現状の説明	評価		発展計画		根拠資料																																																								
		効果が上がっている点 F列の現状から記述	改善を要する点 F列の現状から記述	効果が上がっている点 に対する発展計画 G列における伸張項目	改善を要する点に対する発展計画 (当年度・次年度対応) H列にあれば記述 (中長期的対応) H列にあれば記述																																																									
<b>(3)適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適切に管理しているか</b>																																																														
<b>収容定員に対する在籍学生数比率の適切性</b>																																																														
a	<p>◎部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。(修士・博士・専門職学位課程)【約200字】</p>	<p>入学者選抜における競争性の確保については、下記の表のとおりである。志願者数の減少傾向は続いているが、本法科大学院では一定の競争率はなお維持されている。現在、入学者定員は、法学未修者80名、法学既修者90名、合計170名としている(評価の視点4-4)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>志願者数</th> <th>合格者数</th> <th>入学者数</th> <th>倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2004</td><td>3,188</td><td>447</td><td>191</td><td>7.13</td></tr> <tr><td>2005</td><td>2,589</td><td>383</td><td>209</td><td>6.80</td></tr> <tr><td>2006</td><td>1,905</td><td>506</td><td>196</td><td>3.76</td></tr> <tr><td>2007</td><td>2,311</td><td>520</td><td>240</td><td>4.45</td></tr> <tr><td>2008</td><td>2,419</td><td>464</td><td>178</td><td>5.21</td></tr> <tr><td>2009</td><td>1,988</td><td>499</td><td>175</td><td>3.98</td></tr> <tr><td>2010</td><td>1,207</td><td>514</td><td>296</td><td>2.35</td></tr> <tr><td>2011</td><td>1,356</td><td>317</td><td>100</td><td>4.28</td></tr> <tr><td>2012</td><td>988</td><td>392</td><td>131</td><td>2.52</td></tr> <tr><td>2013</td><td>856</td><td>377</td><td>137</td><td>2.27</td></tr> </tbody> </table> <p>2012(平成24)年度の在籍学生数は380名であり、実質的な収容定員(未修3年分の入学定員と既修2年分の入学定員とを合計)420名に対する充足率は0.90となっている。2013(平成25)年度の在籍学生数は346名であり、充足率は0.82となっている(評価の視点4-15)。</p>	年度	志願者数	合格者数	入学者数	倍率	2004	3,188	447	191	7.13	2005	2,589	383	209	6.80	2006	1,905	506	196	3.76	2007	2,311	520	240	4.45	2008	2,419	464	178	5.21	2009	1,988	499	175	3.98	2010	1,207	514	296	2.35	2011	1,356	317	100	4.28	2012	988	392	131	2.52	2013	856	377	137	2.27					5-5 「法科大学院基礎データ」(表13)
年度	志願者数	合格者数	入学者数	倍率																																																										
2004	3,188	447	191	7.13																																																										
2005	2,589	383	209	6.80																																																										
2006	1,905	506	196	3.76																																																										
2007	2,311	520	240	4.45																																																										
2008	2,419	464	178	5.21																																																										
2009	1,988	499	175	3.98																																																										
2010	1,207	514	296	2.35																																																										
2011	1,356	317	100	4.28																																																										
2012	988	392	131	2.52																																																										
2013	856	377	137	2.27																																																										
<b>収容定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応</b>																																																														
b	◎現状と対応状況【約200字】	<p>定員管理については、2010(平成22)年度入試において予想を遙かに超える手続率となったことから、大幅な定員超過となった(法学未修者160名、法学既修者136名、合計296名)。このため、文部科学省とも協議の上、2011(平成23)年度入試において、入学定員は減少させずに、募集定員を減少させること(法学未修者約60名、法学既修者約60名、合計120名)とし、合格者数決定に際しても、手続率を考慮しつつ慎重な判定を行う方針で臨んだことから、2011(平成23)年度の入学者数は、法学未修者48名、法学既修者52名、合計100名となった。2012(平成24)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は131名となった。合格発表ならびに入学金・授業料納付の後に生じた、合格者の辞退数の状況変化に対応しつつ、慎重な判定を踏まえた追加合格の決定を行った(評価の視点4-14)。2013(平成25)年度入試では、募集定員を学則に定める入学定員170名としたが、最終的に入学者は法学未修者79名、法学既修者58名、合計137名となった。このような対応をした結果、2013(平成25)年度の在籍学生数は346名であり、実質的な収容定員(未修3年分の入学定員と既修2年分の入学定員とを合計)420名に対する充足率は0.82となっている(評価の視点4-15)。</p>					5-5 【再掲】「法科大学院基礎データ」(表13)																																																							
<b>(4)学生募集及び入学者選抜は、学生の受入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか</b>																																																														
a	<p>●学生の受入れの適切性を検証するに当たり、責任主体・組織、権限、手続きを明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 【400字】</p>	<p>2012(平成24)年度からは、「学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)」「教育課程・実施方針(カリキュラム・ポリシー)」及び「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」の内容の検証を徹底するため、毎年1回改訂すべき点の有無を教授会で検討し、改訂の必要が無い場合であっても、その旨を議決することとした。2012(平成24)年度は、2013(平成25)年1月24日開催の拡大教授会において検討を行い、改訂の必要がない旨を、議決した。その後、2014(平成26)年度以降の入学試験における面接の廃止が決定されたことに伴い、2013(平成)年4月4日開催の拡大教授会において、「入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)」を一部改正した(評価の視点1-5)。</p> <p>入学者選抜方法の検証については、本法科大学院においては、入試等関係常置委員会が設置されており、入試選抜の方法およびそのあり方について検討を重ね、改善を続けてきている。その上で、検討結果を教授会に報告し、各方面からの意見を集約した上で改善するように努めている(評価の視点4-10)。</p>					5-6 「明治大学法科大学院常置委員会に関する内規」																																																							